

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県内において介護業務に従事する介護福祉士の充足を図るため、介護福祉士養成施設に在学する者で、将来奈良県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者に対する修学資金貸付けに関し必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学する者で、卒業後、介護福祉士として、奈良県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付を受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種別添2に定める職種または当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事する意思を有するものとする。

(修学資金の貸付等)

第3条 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、第2条に規定する者（県外の養成施設に在学する者にあつては、原則として県内に住所を有する者。以下同じ。）の申請により、その者に無利息で修学資金を貸付けることができる。

2 修学資金の貸付額は、一月につき5万円以内とする。ただし貸付けの初回に入学準備金として20万円以内を、最終回に就職準備金として20万円以内を国家試験受験対策費用として、平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であつて、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者には一年度当たり4万円以内をそれぞれ加算できるものとする。

また、養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であつて、入学後に生活保護が廃止された者や前年度または当概年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算できるものとする。なお、年齢、及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

3 修学資金の貸付期間は、貸付けを受ける者の在学する養成施設等の正規の修学年限に相当する期間以内とする。ただし、会長がやむを得ない事情がある

と認めるときは、貸付期間を延長することができる。

4 修学資金の貸付方法は、次の各期ごとに、各期に属する各月のうち貸付けする月数に修学資金の月額を乗じて得た額を交付するものとし、口座振込により送金するものとする。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～3月31日

(保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、細則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付の休止)

第5条 会長は、修学資金の貸付けを受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(貸付契約の解除)

第6条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日(災害、疾病その他やむを得ない理由により養成施設を卒業した年に行われる介護福祉士の試験を受験できなかった場合又は合格できなかった場合においては、「卒業した日」を「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」までに返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き返還免除対象業務に従事した期間が5年(県内の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において引き続き返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(離職の日後2年以内に養成施設に入学し、入学した日の年齢が45歳以上の者をいう。)が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年)に達したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

(2) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定に関わらず、奈良県内の市町村及び奈良県内の有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が900日以上であること。ただし、中高年離職者については、奈良県内の市町村及び奈良県内の有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上であること。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は一の期間として計算し、通算しないものとする。

(3) 前各号の返還免除対象業務に従事した期間又は次項の返還免除対象業務に従事することができなかつた期間内に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前各号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還免除対象業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、特定業務に従事した期間の計算に算入しないものとする。

(返還債務の裁量免除)

第8条 会長は、前条に定めるもののほか、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全額又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 奈良県内において修学資金の貸付けを受けた期間以上返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して5年(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、細則で定める方法により、貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により貸付けが打ち切られたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 返還免除対象業務以外での原因による死亡又は、心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第10条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第6条の規定により貸付契約を解除された後も、引き続き養成施設等に在学しているとき。
- (2) 養成施設等を卒業した後、他種の養成施設等に在学しているとき。
- (3) 返還免除対象業務に従事しているとき。
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第11条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(選考会)

第12条 修学資金の貸付けを受ける者の選考の公正を期するため、奈良県介護福祉士修学資金貸付選考会を置き、選考会設置に関する必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。